上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業（御船町上野地区における一般廃棄物および産業廃棄物処理施設）に関する

事業の進捗および概要について

問　環境保全課　環境衛生係　☎２８２－１６０４

■計画されている事業について

【事業名称】
上益城地域における
エネルギー回収施設等設置事業

この事業では、民間事業者が御船町上野に整備・運営を予定しているごみ処理施設で、**【上益城郡５町の一般廃棄物（家庭ごみなど）】と【主に県内で発生する産業廃棄物】**を処理し、同時に処理の過程で発生する熱エネルギー、メタンガスを利用（エネルギー回収）して発電などを行うことが計画されています。

○事業用地は、上益城広域連合※が事業者に有償で貸付けます。

○本事業では最終処分場は整備しないため、事業地での埋立処分は行われません。

※上益城広域連合…５町で構成する特別地方公共団体

■取組経緯・進捗

５町では、平成27年度から一般廃棄物の広域処理に向けた取組（従来計画）を進めていましたが、令和３年３月以降、民間事業者から提案を受けた**産業廃棄物処理を含む新たな計画**に変更する検討が開始されました。（下表参照）

現在、事業は環境アセスメント手続（準備書段階）中ですが、令和８年度の中ごろに予定される評価書の公表をもって環境アセスメントが終了する予定です。※工事着手以降に行われる事後調査などを除く

【主な取組経緯】

令和２年度まで	平成27年に策定した一般廃棄物広域処理基本計画（従来計画」）に基づき、上益城広域連合が事業用地の取得を開始
令和３年３月	民間事業者（石坂グループ、大栄環境の２社）が、熊本県を通して、５町に事業計画（概要）を提案・説明
令和３年10月	事業実現性などを確認後、議会に報告し、事業者と協議を開始するため確認書（覚書）を締結。 以後、御船町内において複数回の説明会を開催
令和４年３月	５町は、事業者の提案事業が５町の課題を解決する事業であることなどを確認したため、環境アセスメントの実施等に向けた方針などを定めた基本協定書を締結 ※基本協定書に「環境アセスメントの結果を踏まえ、５町が本事業の計画を適切であると判断した場合に、改めて事業者と環境保全協定などを締結する」旨を明記
令和４年５月	事業者が㈱シムファイブスを設立
令和５年１月～	事業者が環境アセスメント手続を開始 ①配慮書段階：令和５年１月～ ②方法書段階：令和５年７月～ ③準備書段階：令和７年１１月～ ※各段階で、説明会や意見の募集が行われています。

詳しく

事業に関する経緯▶（町公式ホームページ）

環境アセスメント実施状況▶（熊本県公式ホームページ）

事業の概要　※令和７年11月時点

廃棄物処理施設の種類と１日平均取扱量

施設の種類	１日平均取扱計画量
焼却施設（発電あり）	400t/日
破砕・分別施設	200t/日
メタン発酵施設（発電あり）	30t/日
堆肥化施設	60t/日

※最終（埋立）処分場・し尿処理施設は整備しない。

処理する廃棄物

【主に県内で発生する産業廃棄物】
※水銀、PCB廃棄物などの特別管理産業廃棄物は取り扱わない（医療系可燃廃棄物は取り扱う）

【上益城５町の一般廃棄物】
家庭ごみや、事業所のごみ
※災害廃棄物を含む

準備書に示された今後の事業スケジュール（予定）

令和８年度の中ごろ	環境アセスメント評価書の公表
	各種許可手続
令和９年度の中ごろ	工事着手
令和13年４月	施設供用開始

※令和７年１１月時点のスケジュールであり、変更となる場合があります。

本事業による町のメリット（従来計画との比較）

○従来計画の施設整備にかかる約156億円（５町負担約72億円）※が不要となる。※平成31年頃に試算した金額
○処理にかかる費用は、同等または軽減される。
○造成工事は、いずれの計画でも広域連合（５町）が行うが、貸付収入がある。
○最終処分場を整備しないため、埋立処分に伴う環境面への懸念がない。
○御船町には、固定資産税・法人町民税の収入がある。

今後の５町の取組

今年度の5町の取組

本事業については、令和3年度に5町と事業者が締結した「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」に基づき、事業者が行う環境アセスメントの結果を踏まえ、**5町が本事業の計画を適切であると判断した場合**に、改めて事業者と環境保全協定などを締結することが予定されています。

基本協定（令和3年度）

令和８年度

事業者による
環境アセスメント
現在 ▼ 準備書段階
○評価書の公表（令和8年度の中ごろ）
※事後調査手続などを除き終了

事業計画の適否判断

環境保全協定等の締結

事業計画の適否判断に関する方針

■適否判断の方針

5町では、本事業が5町の課題を解決する事業であることから、本事業の実施を前提として検討を進めていますが、事業計画が適切であるかどうか（適否判断）については、事業者が環境アセスメントを通して検討した**事業計画・評価書の内容などを確認**したうえで、5町首長で構成する会議で総合的に判断します。

※評価書には、事業概要や、事業を実施した場合の大気質、土壌、交通などへの影響に関する予測・評価結果、事業者が行う環境保全対策等が掲載されます。（準備書にも掲載されていますが、縦覧期間は終了しています。）

■適否判断にあたり5町が確認する内容

次の3つの視点から確認します。

①**【周辺環境への適切な配慮】**
著しい環境影響が生じるおそれがないか、必要な対策が検討されているかなどについて確認する。

②**【5町の一般廃棄物処理に係る財政負担】**
従来計画のごみ処理単価などと比較

③**【環境保全対策の実現性およびその他課題に対する方針】**
評価書で検討された環境保全対策の実現性や、その他事業実施に向けた重要な課題に対する方針などを確認する。

議会への報告会を開催

■議会への報告会について

上益城5町では、令和8年度以降、本事業に関する5町共通の検討状況・取り決め事項などを町議会に報告し、その内容を公表します。（報告は複数回行う予定です。）

御船町では、次のとおり町議会に対する報告会を開催します。

▼報告会の名称
上益城廃棄物処理施設整備事業に関する議会への報告会

▼対象
御船町が行う報告会は、御船町議会議員を対象に開催します。
※他4町、上益城広域連合においても、議員を対象とした報告・説明が行われます。

▼第1回報告会の日程（御船町）
日時　令和8年6月5日11時から
場所　役場3階審議会室

▼報告会の傍聴
傍聴をご希望の方（御船町にお住いの方に限る。）は、役場3階会議室にご案内します。（モニターによる傍聴。）※事前申込は不要です。
※傍聴席に限りがありますので予めご了承ください（傍聴室の収容：24席）

▼報告会内容の公表
町ホームページなどで報告会の内容（資料、質疑応答の概要など）を随時公表します。
※第2回目以降の日程は、町ホームページに掲載してお知らせします。

住民説明会について

住民説明会については、開催時期が決定しましたら広報紙などでお知らせします。